

議案第六六号

三朝町営住宅使用料 室収條例

地方自治法第二百二十條の規定に基き三朝町営住宅の使用料（家賃）室収條例を次のように定める。

昭和三十四年九月二十五日提出

三朝町長

坂出 雅 己

昭和三十四年九月二十六日議決 原案可決

三朝町議会議長

加藤 幸太郎



三朝町営住宅使用料並収條例

第一條 町は地方自治法第二百二十條の規定に基き町営住宅
に入居した者に対し使用料（家賃）を並収する。

第二條

前條の使用料の額は次の通りとする。

- | | | | |
|------------|-------|----|-------|
| 一、昭和二十七年建設 | 第二種住宅 | 月額 | 八百円 |
| 二、昭和二十九年建設 | 第一種住宅 | 月額 | 壹千五百円 |
| 三、昭和二十九年建設 | 第二種住宅 | 月額 | 壹千円 |

附則

この條例は公布の日から施行する。